

補助金調書

補助金名	都市景観補助金			担当課 (連絡先)	住宅都市局地域まちづくり推進部 都市景観室(TEL092-711-4395)
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	景観づくり地域団体		区分	その他の補助金
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	補助対象となる団体が「景観づくり地域団体」に限定されているため。 (「景観づくり地域団体」については公募。公募期間は通年。)				
補助開始年度	平成6	年度	経過年数	23	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p><補助金の目的> 地域住民による自主的な景観に配慮したまちづくり活動の促進。</p> <p><補助対象事業> ①都市景観形成地区指定を目的とするもの ②良好な都市環境を創造していくことを目的として、地域住民自身が自主的に行うまちづくりの ルールづくりに向けた活動</p>				
補助金の終期	設定しない	延長回数	0	回	
終期を延長する 理由					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定額	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p><補助対象経費> ①会議等に要する経費②広報に要する経費③市民又は住民の参加による催しに要する経費④調査又は研究に要する経費⑤関係機関等との連絡調整に要する経費等 <助成金額及び期間> 助成金は、単年度につき50万円かつ3年間を限度として交付</p>			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	500 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
前年度補助事業 の主な実施概要	前年度は補助金の交付は行っていません。				
補助金交付 による効果	助成金を活用し、意見交換会等を開催し、地域住民自身の景観への意識を高め、また 広報活動、イベント等の開催を通して、地域の景観的魅力を地域の内外に発信し、 様々な視点から意見を取り入れることで、地域住民自身の自主的な景観に配慮したま ちづくり活動の促進が図られる。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。